

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和4年4月12日開催 主要行等]

### 1. 地銀等におけるシステム障害対応について

- 3月26日に地方銀行など9つの銀行において、ATMが利用不能になる等のシステム障害が発生した。
- 障害が発生し、顧客に影響がある可能性があることが判明した場合、迅速かつ適切な顧客対応が重要となる。今回の対応においては、初動の段階で速やかに支店やATMに人員が配置されるなど、利用者に寄り添った対応が図られたと認識している。
- また、今回は、外部委託先において発生した障害であるが、そのような場合であっても、各金融機関は委託者としての管理責任を負っていることから、
  - ・ 障害発生時の外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統に問題はないか、
  - ・ また、外部委託先との役割分担・責任、監査権限がどうなっているか等についても、改めて検証を行っていただき、必要な改善をお願いします。
- システム障害は、全ての銀行で起こり得る事象であることから、今回障害の対象となっていない各行においても、他行のことと認識せずに、先ほど申し上げた事項を、経営陣が先頭に立ち、改めて日頃の態勢を整備していただきたい。
- 仮に障害が発生した場合は、速やかに第一報を金融庁に報告していただき、その後も連絡を密に取ってまいりたい。

### 2. ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

- 3月25日、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」について閣議決定されており、全国銀行協会においては、基本計画を踏まえ、引き続き、貸付け

自粛制度の周知や適切な運用をお願いしたい。

- なお、基本計画のパブリックコメントにおいて、「インターネットバンキングにおける公営競技等に係る広告宣伝を抑止するべき」との声が複数寄せられた。
- ついては、2021 年度に、公営競技の関係団体において「公営競技広告・宣伝指針」が策定・公表されていることを踏まえ、銀行業界においても、公営競技のインターネット投票に関するサービスを提供するにあたり、同指針を踏まえ、ギャンブル等依存症の抑止のため、のめり込みを防止し節度を促す等、適切な対応をお願いしたい。

### 3. LIBOR からの移行対応について

- LIBOR については、ドルの一部テナーを除き、2021 年 12 月末をもってパネル方式での公表が停止された。一方、円及びポンド LIBOR の一部テナーについては、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR、いわゆるシンセティック LIBOR が、1 月以降、時限的に公表されている。
- 金融庁は、パネル LIBOR の公表停止を踏まえ、日本銀行と合同で、2021 年 12 月末基準での「第 3 回 LIBOR 利用状況調査」を実施し、3 月 31 日に調査結果を公表したが、2021 年 12 月末に公表が停止された LIBOR を参照する既存契約については、移行対応が概ね完了したこと、及びシンセティック LIBOR の利用は限定的となる見込みであることが確認された。

また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されているドル LIBOR については、米当局の指針に沿って、1 月以降新規取引での利用を原則停止するよう求めており、大半の金融機関においては、1 月以降ドル LIBOR を参照する新規取引の停止に向けた体制整備は完了し、新規取引を原則として停止していることが確認された。

他方、ドル LIBOR を参照する既存契約については、依然として多くの契約においてフォールバック条項が未導入であることが確認された。

- シンセティックLIBOR参照契約を含め移行対応が完了していない一部の残存契約の適切な管理と移行対応、及び時間軸を意識したドルLIBORからの移行対応をしっかりと進めていただきたい。

金融庁としては、本調査の結果も踏まえて、引き続き、日本銀行とも連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

#### 4. 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の公表について

- 3月25日に、第二期目となる「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定の上、公表された。
- 同計画において、金融機関には、地域連携ネットワーク（地方公共団体や地域の福祉機関等）の関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される旨、記載された。
- 厚生労働省が運用する「成年後見制度利用促進ポータルサイト」を活用する等、顧客対応を行う営業店職員への周知を通じて、引き続き、成年後見制度の理解を促進していただきたい。
- また、同計画において、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の普及等については、「必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、これらのしくみの導入や改善を図ることが期待される。また、利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される」旨、記載された。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、支援預貯金等の導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済みの金融機関においても、高齢者等のニーズに適確に対応した金融サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。

## 5. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 4月1日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2021年8月から2022年1月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた最終報告書を公表した。
- 同報告書では、
  - ・ 北朝鮮が金融機関や暗号資産取引所等へのサイバー攻撃を継続し、暗号資産を窃取して資金洗浄を行っていること
  - ・ 複雑なネットワークを用いた、巧妙な海上制裁回避が継続していること等について記載されている。
- サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載・言及のある企業や個人、船舶については、
  - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
  - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などに、しっかりと対応いただく必要がある。

その上で、同報告書への掲載そのものは、当該企業や個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切な顧客対応をお願いする。

## 6. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ & Aを踏まえた対応の徹底について

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の4月1日に施行された。

- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」を改正し、同日より適用している。
- こうしたの改正内容を踏まえ、引き続き、個人情報の適正な管理体制を整備していただきたい。

#### 7. 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）の公表について

- 金融庁は、金融機関の取組みの「見える化」を通じて、担保・保証に過度に依存しない融資を促すため、2019年9月に「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定した。
- これに基づき、主要行等（※）及び地域銀行に、2021年度上期（4月～9月）分を公表いただいております。金融庁においても「見える化」を進めるため、前回同様、金融庁ウェブサイトにも、各行のKPIを一覧化した情報を公表しました。
- KPIの結果は、各行の営業姿勢だけでなく、顧客の規模・特性等にも影響されるが、各行においては、不動産担保や経営者保証に依存しない融資について、引き続き、取り組んでいただきたい。

※みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行

#### 8. 事業成長担保権の調査・検討に係る委託調査について

- コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受けて、検討を進めている事業成長担保権について、英米における類似制度を活用した融資実務を法務・税務等の観点から調査する委託調査を、4月1日より開始した。
- 事業成長担保権の導入に向けて、2022年度中に取りまとめる予定の調査結果を踏まえ、契約のあり方その他の実務について、各行の意見も伺いながら詰めてまいりたい。
- なお、この調査に先立ち、2021年度、米国の地域金融機関に対して、全資産担保を活用した融資・再生実務や組織のあり方についてヒアリングを行う

委託調査も実施した。当該調査報告書は金融庁ウェブサイトに公表しており、各行が検討する際の参考にしていただきたい。

#### 9. 市場急変時の波及経路の認識、的確な与信先の実態把握について

- 昨今のウクライナ情勢は、経済・金融市場に様々な影響を及ぼしている。例えば、コモディティ市場等でボラティリティの高まりが見られ、この際、欧州・中国等の企業が取引金融機関からデリバティブのマージン・コールを要求されるといった事態も報道された。
- このように市場急変時に企業が保有するデリバティブのポジションの時価が急激に変動し、大きな損失や資金不足が生じた場合、例えば緊急の流動性供給が必要になるなど、当該企業に対する銀行の与信にも影響を与える可能性がある。
- 銀行としては、こうした波及経路にも十分な着意を持つことが重要。また、そのためには平素からオフバランス・ポジションを含めた与信先企業の的確な実態・リスクの把握が不可欠。
- 引き続き、各行と、ウクライナ情勢がマクロ経済や金融市場・コモディティ市場等に及ぼす様々な影響の認識や、リスク管理の高度化について議論してまいりたい。

#### 10. 金融環境の変化に対するフォワードルッキングな認識・対応等について

- このところ、インフレ持続懸念等を受けて金融環境が引締め方向にあり、欧米を中心に金利水準が押し上げられているほか、他の市場への波及もみられる。
- こうした金融環境の変化が先進国・新興国経済、ひいては金融機関自身の資産・流動性に及ぼす様々な影響についてフォワードルッキングに認識し、必要な対応を行うなど、適切なリスク管理が重要であり、引き続き、これらについて緊密に意見交換してまいりたい。

- なお、一般論として、長期にわたる金融緩和局面における市場運用・リスク管理等の考え方・戦略・実務が、金融引締め局面において必ずしも有効でない可能性も考えられることから、局面の転換を踏まえた考え方等についても、予断を持つことなく意見交換してまいりたい。

## 11. 経済制裁について

- 経済制裁への対応は、今までどおり、リスクベースでのマネロン管理態勢を適切に実施することが重要。例えば、制裁対象者のスクリーニングや実質的支配者の確認、また、貿易関係の決済においては、商流と資金の流れをリスクに応じて確認する必要がある。マネロン管理態勢に関し、もし個別の判断に迷うものがあれば、前広に相談いただきたい。

## 12. 継続的な顧客管理に係る FAQ 改訂について

- マネロン等対策については、継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、「マネロンガイドラインに関するよくある質問 (FAQ)」における、“簡素な顧客管理 (SDD; Simplified Due Diligence)” の改訂版を、3月30日に公表した。また、各金融機関から寄せられた意見・質問については、同日に協会を通じて回答している。
- 今回の FAQ の改正により、簡素な顧客管理 (SDD) の考え方が一層整理され、マネロン等対策に係る負担軽減に繋がれば幸い。不明な点等があれば、勉強会等を通じて回答するので、連絡いただきたい。
- 金融庁でも、引き続き、広報や勉強会等を通じて、皆様の取組みを支援していく所存であり、マネロンガイドラインで対応を求める事項について、2024年3月までの期限を目標に、態勢整備を着実に進めていただきたい。

※リスクに応じた簡素な顧客管理 (SDD; Simplified Due Diligence)

SDD とは、リスク評価の結果、マネロンリスクが低いと判断できる一定の顧客については、(DM を送付して顧客情報を更新する等の) 積極的な対応を留保する対応のことであり、SDD の対象先をしっかりと特定することで、継続的顧客管理の負担軽減に繋がる。

#### ※FAQ 改訂案の概要

FAQ で提示している SDD の 6 要件の一つである「本人確認済であること」について、現在は 2003 年 1 月の本人確認法の施行以降に取引開始した顧客を本人確認済みと整理可能としているが、改定案では 1990 年 10 月以降（大蔵省銀行局通達の効力発生後）に取引開始した顧客等についても、当時、通達に沿った手続が行われていると確認できれば、「本人確認済み」と整理可能とする。

また、1990 年 10 月以前に取引を開始した顧客についても、その後の各種手続の中で、公的書類又は他の信頼できる証明書類等に基づき、氏名、住所、及び生年月日を確認した証跡が存在する場合には「本人確認済み」と整理可能とする。

その他、現行 FAQ では疑わしい取引の届出審査対象となれば SDD 対象から除外すべきとしており、取引モニタリングの誤アラートが多いことなどを踏まえ、疑わしい取引の届出を実施した場合にはじめて SDD 対象から除外すべき、とするなどの考え方を示している。

### 13. マネロンレポートの公表について

- 金融庁では、マネロン等対策について、2022 年 3 月末時点の金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組み等をまとめた、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称マネロンレポート）を 4 月 8 日に金融庁ウェブサイト公表した。
- 金融庁としては、金融庁がモニタリングで得られた情報や考え方を還元することにより、金融機関等の実効的な態勢整備の一助となればと考えている。
- レポートに目を通していただき、金融庁の考えるリスクや確認された金融機関の事例等を考慮しつつ、引き続き、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されない金融システムを確保するため、態勢の強化に努めていきたい。

### 14. 現下の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について

- サイバー攻撃のリスクの高まりを踏まえた注意喚起については、2 月 23 日、3 月 1 日にも行っているが、その後も、
  - ① 国内では、企業に対して、ランサムウェアやエモテット（※）によるサイバー攻撃が発生しており、また、
  - ② 米国では、3 月 21 日に、バイデン大統領が米国内の重要インフラ事業者等に対してサイバー攻撃への警戒等呼びかけていることを踏まえ、

3月24日に、改めて、3回目の注意喚起を行った。

※ エモテットとは、非常に強い感染力を持つマルウェアで、不正メールの添付ファイルが主要な感染経路。情報窃盗や他のウイルスの媒介も行い、一度侵入されれば他のウイルスにも次々と感染するため、甚大な被害に発展する危険性が高い。

※ 2月23日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0224oshirase.html>

※ 3月1日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0301oshirase.html>

※ 3月24日 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/cyber/0324oshirase.html>

○ 経営層のリーダーシップの下、セキュリティ対策の徹底を図るとともに、仮に、サイバー攻撃を受けた場合は、事案の詳細が判明していない段階においても、速やかに金融庁・財務局の担当部署まで報告をお願いしたい。

※サイバーセキュリティ強化に向けた主な対策

- ①リスク低減のための措置（本人認証の強化、セキュリティパッチの迅速な適用、不用意に添付ファイル、URLを開かないこと等の組織内での周知など）
- ②インシデントの早期検知（ログの確認、通信の監視・分析やアクセスコントロールの再点検）
- ③インシデント発生時の対処・回復（データのバックアップの実施、復旧手順の確認、インシデント発生時の連絡体制等の準備）

## 15. 顧客本位の業務運営に関する取組みの「見える化」について

○ 4月1日、金融庁ウェブサイトにおいて、『金融事業者リスト』に係る今後の取扱いについて」を公表した。

これは、『金融事業者リスト』の掲載要件について、これまでの①「顧客本位の業務運営に関する原則」(FD原則)と金融事業者の取組方針との対応関係に加えて、今後は、②取組状況の公表と、③原則と取組状況の対応関係も確認対象とし、これらの点が確認できた金融事業者を掲載することとしたが、次の2点を補足したい。

○ 1点目は、金融事業者の取組方針については、FD原則とほぼ同じ文言を踏襲している事例や、抽象的な記載に止まっている事例など、自らの業務特性等を踏まえていない事例が見受けられた。

※具体的には、『金融事業者リスト』に掲載されている金融事業者の中にも、取組方針の記載内容にオリジナリティがなく、記載上の工夫も認められないなどといった事例も見受けられている。これらについては、取組方針の記述内容等の一層の充実が求められることから、取組状況の検証を通じて、自らの規模や業務特性を踏まえた見直しを検討していただきたい。

○ 2点目は、顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、単なるペーパーワークではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検

証する契機としていただきたい。

※具体的には、顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、金融事業者における取組方針や具体策の策定 → 実践 → 振り返り → 次年度に向けた取組みといったサイクルが重要であり、取組方針に基づく営業現場における実践結果について、取組状況の中に具体的に記述していただきたい。

- 金融庁では、金融事業者におけるリスク性金融商品の販売動向のモニタリングや具体的な取組みに関する対話を実施し、必要に応じて把握した事項を公表する予定。

(以 上)